

船荷証券に関する規定等の見直しに関する論点の検討（1）

**第1 船荷証券に関する規定等の見直しに関する論点の全体像について
船荷証券の電子化を実現する法改正を検討するに当たっての論点は多いが、
論点相互の関係や検討すべき順序について、どのように考えるか。**

(補足説明)

1 論点の全体像及び相互の関係

船荷証券に関する規律は、主に商法において規定されているものの、有価証券である船荷証券については、民法の有価証券に関する規定の適用もあると考えられており、船荷証券に関する法律の適用関係は複合的なものである。また、船荷証券に関する現行の商法及び民法の規定は、有体物たる紙の船荷証券が発行されることを前提としたものであり、船荷証券の電子化を実現するに当たっては、これらの関連する規定を網羅的に検討することが必要となり、その結果、検討すべき論点も多くなる。

このような複合的かつ多数の論点を整合的かつ効率的に検討するためには、論点相互の関係性を含む論点の全体像について整理を行った上で各論点についての検討を始めることが有益といえる。

現時点で明らかとなっている主要な論点及びそれらの関係性については、参考資料2-1のように整理すること（注）が考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(注) 参考資料2-1の整理について

船荷証券に関する規定等の見直しを検討するに当たっては、まず、どのような点に法改正の必要性があるのかを改めて確認及び整理することが考えられる。法改正の必要性が認められる場合には、次に、我が国が批准している条約等の関係で、船荷証券の電子化を実現する法改正をすることができるか否かを検討する必要がある。その上で、船荷証券の電子化を実現する法改正をすると考えられる場合には、法改正の内容を具体的に検討する際の最初の論点として、船荷証券に記載される情報と同等の情報を記録した電磁的記録（以下「電磁的船荷証券記録」という。）について、「有価証券」である「船荷証券」そのものとすることの可否を検討することになると考えられる。電磁的船荷証券記録について、「有価証券」である「船荷証券」そのものとすることが難しいと考えられる場合には、「船荷証券」の発行の方法として電磁的方法を認めるというのではなく、電磁的船荷証券記録についての規律を別途設けることが必要になるものと考えられる。その上で、電磁的船荷証券記録についての規律の在り方に係る基本的な考え方としては、UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）のMLETR（電子的移転可能記録モデル法）のように、既存の「船荷証券」の規定を前提に、それと同様の規定を設けよう

とする考え方のほか、手形と電子記録債権法との関係のように、別個の法制度を創設しようとする考え方があり得るものと考えられる。いずれの考え方を採用するかによっても異なるが、電磁的船荷証券記録について、「有価証券」である「船荷証券」そのものとするというのではなく、電磁的船荷証券記録についての規律を別途設けることとする場合には、①電磁的船荷証券記録を発行する場面の規律の内容、②電磁的船荷証券記録に特定の法効果を持たせるための技術的要件に関する規律の内容、③電磁的船荷証券記録と紙の船荷証券の転換に関する規律の内容、④民法の有価証券に係る類型との関係で電磁的船荷証券記録の類型をどのように考えるか、⑤電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡する場面の規律の内容、⑥電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の内容などを検討する必要があるものと考えられる。また、⑦その他の論点として、電磁的船荷証券記録についての規律に関するものとして、電磁的船荷証券記録の法律上の呼称、電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容、電磁的船荷証券記録の複数通発行を認めるか否か、電磁的船荷証券記録の喪失の手続を設けるか否か、複合運送証券や海上運送状に関する規律の整理等についても検討する必要がある。また、⑧その他整理すべき事項として、電磁的船荷証券記録についての規律には直接関係しない可能性があるが、Bolero 等の規約型の電子式船荷証券（民間のクラブシステムの規約に関係者が合意し、そのシステムの利用を通じて船荷証券上の権利の移転や銀行決済等を行うものであって、現行の日本法との関係では、その物権的効力等に関する法律上の裏付けがないものの、事実上電子的な船荷証券の譲渡等を実現しようとするもの。以下「規約型の電子式船荷証券」という。）における規約との関係や電磁的船荷証券記録について消失等の不具合が生じた場合の法律関係についても整理しておくことが望ましいと考えられる。

2 論点の検討順序

前記1のとおり、船荷証券の電子化を実現するに当たっては、検討すべき論点が多く、特に、後記第4の論点との関係で、電磁的船荷証券記録について「有価証券」である「船荷証券」そのものとするというのではなく、電磁的船荷証券記録についての規律を別途設けることとする場合には、それに派生して多くの論点（前記1の（注）内の①から⑧）の検討が必要となるため、これらの複合的かつ多数の論点を整合的かつ効率的に検討することが重要となる。

この点、数多くの論点の中でも、前記の④民法の有価証券に係る類型との関係で電磁的船荷証券記録の類型をどのように考えるか、⑤電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡する場面の規律の内容、⑥電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の内容に関しては、特に密接な関連が認められるため、これらの論点については同一の機会に検討することが望ましいと考えられる。

また、特に⑥電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の在り方の論点において、具体的にどのような表現や規律の順序とすることが適切かを検討するに際しては、前記の①、②、③、⑦といった他の論点の帰結の影響を受けるところが少なくないと考えられる。

そのため、第3回会議以降の進行については、まずは、①から⑧までの論点

及び整理事項を、下記のとおり、【前半パート】と【後半パート】に分けたうえで、順に検討することが効率的と考えられるが、この点について、どのように考えるか。

【前半パート】

- ①電磁的船荷証券記録を発行する場面の規律の内容
- ②電磁的船荷証券記録に特定の法効果を持たせるための技術的要件に関する規律の内容
- ③電磁的船荷証券記録と紙の船荷証券の転換に関する規律の内容
- ⑦その他の論点（電磁的船荷証券記録の法律上の呼称、電磁的船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容、電磁的船荷証券記録の複数通発行を認めるか否か、電磁的船荷証券記録の喪失の手続を設けるか否か、複合運送証券や海上運送状に関する規律の整理等）
- ⑧その他整理すべき事項（規約型の電子式船荷証券における規約との関係や電磁的船荷証券記録について消失等の不具合が生じた場合の法律関係等）

【後半パート】

- ④民法の有価証券に係る類型との関係で、電磁的船荷証券記録の類型をどのように考えるか
- ⑤電磁的船荷証券記録に関する権利を譲渡する場面の規律の内容
- ⑥電磁的船荷証券記録の効力に関する規律の内容

第2 法改正の必要性

船荷証券の電子化を実現する法改正の必要性について、例えば、次のように整理することが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

船荷証券を利用した海上運送においては、運送された貨物の引渡しを受けるためにはそれと引換えに運送人に対して船荷証券を引き渡すことが求められるところ（受戻証券性）、技術革新による船舶の高速化等を背景として輸送時間が大幅に短縮されたことにより、特にアジア域内など航海期間が短い海上輸送において船荷証券を用いようとすると、貨物が輸入地に到着しても船荷証券がなお未着であり、船荷証券に基づく貨物の引渡しを適時に行うことができないという事態が生じ得ることから、実務上様々な工夫が検討されてきた。船荷証券の電子化を実現することは、船荷証券が紙であるがゆえに生じ得る上記のような事態を回避しつつ、貿易実務において船荷証券に期待される機能を実現するという意義があるといえる。

また、民間のサービス・プロバイダーによる規約型の電子式船荷証券が登場し、ブロックチェーン技術の普及等も相まって近時一層の注目が集まっているといえるものの、他方で、電子式船荷証券についての法整備が追いついていないこともあってその利用が十分に進んでいるとはいえない難いという現状がある。

こうしたところ、我が国においては、デジタル社会形成基本法が制定され、

デジタル社会に対応した法整備の必要性が指摘されている中、船荷証券の電子化については、政府として重点的に検討すべき課題とされている。

そのような中で、船荷証券の電子化については、*MLETR* といった参考となるものがあり、諸外国の中には、これらを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備し、又はその検討を進めているという国があり、このような状況を踏まえると、*MLETR*などを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備するというのが現時点における国際動向ということもできる。

そうすると、国際海上運送における電子化の促進や船荷証券の電子化に関する国際動向に歩調を合わせるという観点から、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正を実現することが求められているということができるものと考えられるのではないか。

(補足説明)

1 法改正の必要性についての考え方

(1) 船荷証券を利用した海上運送においては、運送された貨物の引渡しを受けるためにはそれと引換えに運送人に対して船荷証券を引き渡すことが求められるところ（受戻証券性）、技術革新による船舶の高速化等を背景として輸送時間が大幅に短縮されたことにより、特にアジア域内など航海期間が短い海上輸送において船荷証券を用いようとすると、貨物が輸入地に到着しても船荷証券がなお未着であり、船荷証券に基づく貨物の引渡しを適時に行うことができないという事態が生じ得るといえる。このような事態を回避するため、貿易実務においては、受戻証券性のない海上運送状の利用、サレンダーBL（元地回収船荷証券）の利用、いわゆる保証渡しによる運送品の受渡しなどの工夫が行われてきたものの、これらの方法は、必ずしも船荷証券の機能を完全に代替するものではなく、一部の法律関係が不明確又は不安定になる面があることも否めない。

その意味で、船荷証券の電子化を実現することは、船荷証券が紙であるがゆえに生じ得る上記のような事態を回避しつつ、貿易実務において船荷証券に期待される機能を実現するという意義があるといえる。

(2) また、貿易実務においては、貿易書類の電子化の動きの中で、船荷証券に関しても、民間のサービス・プロバイダーによる規約型の電子式船荷証券が登場しており、ブロックチェーン技術の普及等に伴い、近時一層の注目を集めているところではあるが、規約型の電子式船荷証券については、法整備がされていないため、法的安定性に乏しく、物権的な効力が認められないことなどもあって、少なくとも我が国においては、その利用が十分に進んでいくとはいい難い。

このことからすると、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正を実現することにより、規約型の電子式船荷証券の利用を含む船荷証券の電子化が促進されることが想定される。

(3) こうしたところ、我が国においても、デジタル社会形成基本法（令和3年法

律第35号)が制定され、デジタル社会に対応した法整備の必要性が指摘されている中、船荷証券の電子化については、令和3年1月19日の規制改革推進会議投資等WG(第7回)において規制改革要望として取り上げられ、同年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる」とこととされるなど、政府として重点的に検討すべき課題とされている。

- (4) そのような中で、船荷証券の電子化については、MLETRといった参考となるものがあり、諸外国の中には、これらを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備し、又はその検討を進めているという国が少なくない。

我が国が参加するG7のデジタル担当大臣会合においても、2021年度の会合において、G7参加国がUNCITRALの取組みを支援して、MLETRと互換性のある法的枠組みの採用を促進することを内容とする共同大臣声明を出し、その後2022年5月に公表された共同大臣声明の附属書においても、①いまだ国際貿易の主流である紙ベースの取引がコスト削減や効率性の向上の妨げや不正の原因となっていること、②企業が電子的移転可能記録を利用できるようにすることで、効率性等を生み出し、世界経済システムの強靭性を高め、貿易促進に繋がることが確認されるとともに、③電子的移転可能記録の利用を促進するために国内の法制度を見直す際のガイドラインとなる原則が示されている。

このような状況を踏まえると、MLETRなどを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備するというのが現時点における国際動向ということでもできる。

- (5) 他方、船荷証券が国際海上運送に用いられるものであることを踏まえると、改正後の日本法が適用されることもあれば、そうではないこともあります。外国の裁判所で紛争の解決が図られることになる可能性があることも踏まえると、改正後の日本法が適用されて第三者に対する物権的効力が付与される事例として、どのような事例がどの程度想定されるのかについては、必ずしも明らかではなく、それを明らかにするのも困難である。

その意味で、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正が実現したとしても、我が国の企業や個人が関与する国際海上運送に関して、これまで法令上船荷証券の電子化に関する明文の規定がなかったことに起因して生じていた問題の全てが解決されるものではなく、その効果には限界があることは否定できない。

しかしながら、現に日本法が準拠法とされる可能性があることに加えて、前記のとおり、規約型の電子式船荷証券の利用が進んでいないことの一因に法整備がされていないことが指摘されていることを踏まえると、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正を実現することにより、規約型の電子式船荷

証券の利用を含む船荷証券の電子化が促進されることが想定される。

- (6) そうすると、国際海上運送における電子化の促進や船荷証券の電子化に関する国際動向に歩調を合わせるという観点から、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正を実現することが求められているということができるものと考えられるのではないか。

2 MLETR を参考に船荷証券に関する規定を整備することについて

MLETR は、船荷証券に特化したものではなく、電子的移転可能記録全てに関するモデル法として、移転可能な証書又は文書を対象としてその電子的な機能的同等物を実現すること、すなわち、既に紙の証書等に実体法上のルールがあることを前提として電磁的記録によってその機能的同等性を実現することを目的として、国際連合国際商取引法委員会が策定し、2017年（平成29年）に公表されたものである（MLETR の内容については参考資料1－1の別添5参照）。「電子的移転可能記録（electronic transferable records）」とは、MLETR 上の概念であり、「移転可能な証書又は文書（transferable document or instrument）」と同等の機能を果たしていると認められる電磁的記録のことを意味し、「移転可能な証書又は文書」とは、紙によって発行された証書又は文書であり、その所持人に当該証書又は文書に表示された義務の履行を請求すること及び当該証書又は文書の移転によって当該証書又は文書に表示された義務の履行に係る権利を移転することができるものを意味するとされている。「移転可能な証書又は文書」には、我が国における有価証券がこれに該当し、「船荷証券」もその中に含まれることになるものと考えられるが、そのほかにも、手形、小切手、倉荷証券も含まれることになるものと考えられる（参考資料1－1の別添5参照）。

このように整理する場合には、MLETR を参考に船荷証券に関する規定を整備していくという方法も考えられる一方で、船荷証券に限定しないで「移転可能な証書又は文書」に関する新たな法律を制定することも考えられなくはないし、そこまでには至らなくても、手形、小切手及び倉荷証券も対象にすることや、手形及び小切手については、ジュネーブ統一手形法条約やジュネーブ統一小切手法条約が電子化することを許容しておらず、そのことを前提に電子記録債権法が制定されたという経緯を踏まえ、これらを対象外とし、あとは倉荷証券についてのみ検討をするということも考えられるところである。

以上について、どのように考えるか。

第3 法改正による船荷証券の電子化の可否

船荷証券の電子化を検討するに当たっては、我が国が批准しているハーグ・ヴィスピー・ルールとの関係で、船荷証券の電子化に関する法改正を実現することができるか否かを確認する必要があるところ、船荷証券については、手形及び小切手とは異なり、条約上電子化が否定又は制限されているものではないと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 我が国は、国際条約であるいわゆるハーグ・ヴィスビー・ルール (the Hague-Visby Rules) を批准しており、商法及び国際海上物品運送法の各規定もこれに沿ったものとなっている。

ところで、手形法はジュネーブ統一手形法条約に基づいて制定されたものであるところ、手形の無券面化は同条約を破棄しない限り困難との整理に基づき、電子記録債権法が制定されたという経緯がある。すなわち、手形法及び小切手法は、ジュネーブ統一手形法条約及びジュネーブ統一小切手法条約の翻訳でなくてはならず、このような理解の下、電子記録債権法の立案が検討された際には、手形そのものの電子化はこれらの条約を破棄しない限り困難であると整理されている。

そこで、船荷証券の電子化を検討するに当たっても、ハーグ・ヴィスビー・ルールとの関係で、船荷証券の電子化に関する法改正を実現することができるか否かについて、検討する必要がある。

2 この点、ハーグ・ヴィスビー・ルールは、「船荷証券又はこれに類似の海上物品運送に関する証券により発生する運送契約」における運送人と船荷証券の所持人との利害を調整することを主眼とするものであり、船荷証券の方式等を完全に統一することを目的とするものではない。

また、ハーグ・ヴィスビー・ルールにおいては、船荷証券の意義自体が規定されておらず、解釈に委ねられている上、ジュネーブ統一手形法条約及びジュネーブ統一小切手法条約とは異なり、条約の翻訳でなくてはならないとの規定もない（ハーグ・ヴィスビー・ルールの趣旨や内容については参考資料1-1の別添4参照）。

3 したがって、船荷証券については、手形及び小切手とは異なり、条約上、電子化が否定されているものではないと考えられる。

さらに、後記第4の論点に関して、電磁的船荷証券記録につき「有価証券」である「船荷証券」そのものではないという帰結を取る場合には、なおさら条約との関係で問題となることはないものと考えられる。

第4 電子化された船荷証券を「物」、「有価証券」、「船荷証券」とすることの可否等
船荷証券の電子化を実現する法改正を検討するに当たっては、電磁的船荷証券記録は、有体物ではないため、これを「物」、「有価証券」、「船荷証券」とすることはできず、電磁的船荷証券記録に関する規定を別途設ける必要があるものと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 電磁的船荷証券記録の法的位置付けを考えるに当たっては、まず、電磁的船荷証券記録を「有価証券」である「船荷証券」そのものとすることができるか否かを検討する必要がある。

2 仮に、電磁的船荷証券記録を「船荷証券」そのものとすることができるもの

と整理する場合には、「船荷証券」の方式として電磁的記録を媒体とすることを認める方向で検討することになると考えられる。また、電磁的船荷証券記録を「船荷証券」そのものとする場合には、民法や商法等の適用において、「船荷証券」、「有価証券」、「物」に該当するものとしてそれらに関する規定が直接適用されることとなる。

しかしながら、我が国の法体系は、電磁的記録を「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものとすることは想定していないようと考えられる。すなわち、我が国の民事基本法の中心となる民法では、第3編第1章第7節において有価証券に関する一般的な規定を設けているが、そこでは、「占有」、「所持人」、「証券」、「記載」、「交付」など、原則として有体物を前提とした規定が設けられているほか、指図証券の譲渡の際の裏書の方式に関しても、書面であることが前提である手形法の規定が準用されている（民法第520条の3）。また、民事執行法においても、「動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することができるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。）」と規定され（民事執行法第122条第1項）、裏書が禁止されていない有価証券については、動産執行の対象となるものとされ、有体物であることが前提とされている。

- 3 また、MLETR も「電子的移転可能記録（electronic transferable records）」に「移転可能な証書又は文書（transferable document or instrument）」との機能的同等性を持たせるという枠組みの中で、「占有」に代わる「支配（control）」という概念を創出していることに鑑みても、電磁的記録を「物」、「証書」、「文書」そのものとすることは想定していないようと考えられるところであり、そうだとすると、電磁的船荷証券記録を「有価証券」である「船荷証券」そのものとすることはできないものと整理しても、MLETR との関係で齟齬又は矛盾が生じるものではないと考えられる。
- 4 なお、いわゆる「有価証券のペーパレス化」に関する近年の法改正の在り方を見ても、①電子記録債権法（平成19年法律第102号）や②株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）は、「ペーパレスの手形」や「株券電子化」などと称されることがあるものの、いずれも電磁的記録を「有価証券」そのものとすることはなく、実質的に有価証券の電子化を実現したものということができる。そのため、電磁的船荷証券記録を「有価証券」である「船荷証券」そのものとはせずに、有体物であることを前提とする民法上の「物」や「有価証券」の概念との整合性を図ろうとする立法の在り方は、我が国における近年の法改正の在り方とも整合的なものといえるのではないか。
- 5 船荷証券の電子化を実現する法改正を検討するに当たっては、電磁的船荷証券記録は、有体物ではないため、これを「物」、「有価証券」、「船荷証券」とすることはできないものと考えられるが、この点について、どのように考える

か。

6 電磁的船荷証券記録について、「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものではないとする場合には、電磁的船荷証券記録に関する規定を別途設ける必要があるものと考えられる。

7 なお、電磁的船荷証券記録を「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものではないとする場合には、上記のように、電磁的船荷証券記録に関する規定を別途設けることになるため、その中で、電子化されることに伴う適切な配慮（例えば、複数通発行を認めないとすることなどが考えられる。）をすることができるという利点も認められるが、他方で、電磁的船荷証券記録が「物」ではないことになる結果、担保物権の客体にはならず、紙の船荷証券とは異なり、それ自体が留置権や質権の対象とはならないこととなる。

以上について、どのように考えるか。

第5 海外法制の最新動向

船荷証券は国際海上運送に用いられるものであるため、船荷証券の電子化を実現する法改正を検討するに当たっては、国際的な調和がとれる内容とすることが重要であるといえる。

そのような観点から、船荷証券の電子化に関する主要海運国の国内法の定め又はその改正の動きをどのように評価し、我が国において船荷証券の電子化を実現する法改正を検討するに当たってどのように考えるか。

(補足説明)

1 船荷証券の電子化に関する主要海運国の国内法の整備状況の概要

(1) 船荷証券は、現状、国内海上運送では利用されておらず、国際海上運送において利用されている。そのため、我が国の商法等の適用を受ける船荷証券に関しても、その利用の当事者は、我が国の関係者にとどまらず、外国の企業等が含まれることが多い。したがって、日本法で船荷証券の電子化に関する法改正を実現し、貿易実務の中で日本法がその準拠法として選択される又は排斥されないためには、その内容が国際的な調和がとれるものとすることが重要であるといえる。

(2) また、我が国が参加するG7において2022年5月に公表された共同大臣声明の附属書においても、電子的移転可能記録の利用を促進するために国内の法制度を見直す際のガイドラインとして、全ての当事者にとって法的枠組みが明確であることを求める「法的明確性 (Legal clarity)」や、国際貿易の促進のために、外国で作成等されたことを唯一の理由として電子的移転可能記録の有効性を否定することを禁じる「グローバル受容性 (Global acceptance)」が主要原則の一部として挙げられているほか、MLETRと整合性のある法枠組みの採用を支持することが表明されている。

(3) 現時点できちんと確認できている船荷証券の電子化に係る主要海運国の国内法の整備の概要については、下表のように整理できるものと考えられる。

国名	対象法令	概要
米国(NY州)	UCC § 7 – 106、501等	<ul style="list-style-type: none"> 紙の船荷証券で通常行われている機能を、電子的な記録やプロセスで代替できることを認めている。 権原証書の保持人の定義に電子的権原証書の支配権を有する者を含めることで、電子式船荷証券の支配を有する者が電子式船荷証券の所持人であり、支配が移転することにより、電子式船荷証券の譲渡を可能としている。 詳細については参考資料1–1の別添11参照
韓国	韓国商法第5編第862条	<ul style="list-style-type: none"> 運送人は、荷送人又は傭船者の同意を得て、法務部長官が指定する登録機関に登録する方式で電子式船荷証券を発行し、当該登録機関を通じて譲受人に送信することによって裏書譲渡することができる。 電子式船荷証券の登録機関の指定要件、発行及び裏書の電子的な方式、運送品の具体的な受取手続その他の必要な事項は、大統領令において定める。 電子式船荷証券の規定の施行に関する大統領令は2008年に成立した。Korean Trade Network(KTNET)が登録機関に指定され、2009年3月30日より運用されている。 詳細については参考資料1–1の別添8参照
シンガポール	Electronic Transactions Act Part II A (2021年3月に施行)	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な内容は、UNCITRALのMLETRに倣っているが、電子的移転可能記録管理システムの認証制度を設け、認証を受けたものについて、電子的移転可能記録管理システムの技術的要件の1つである「信頼性要件」についての推認規定を設けるなどの点で、MLETRを一部変容している。 船荷証券のみならず、信用状についても、電子的移転可能記録として規律されている。 詳細については参考資料1–1の別添7参照
イギリス	後記2並びに参考資料1–1の別添9、別添10及び参考資料2–2参考	
ドイツ	追って調査することを予定(現行法の概要については参考資料1–1の別添6参照)	

(4) 船荷証券の電子化に係る主要海運国の国内法の定め又はその改正の動きを踏まえると、UNCITRALのMLETRを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備するというのが現時点における国際動向であるとも考えられ、また、

MLETR と整合性のある法枠組みの採用を支持する旨のG 7 の共同大臣表明の存在に鑑みても、UNCTRAL の MLETR を重要な指針として法改正の在り方を検討していくことが望ましいと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

また、海外法制に関して今後追加で調査する必要がある事項はあるか。

2 イギリス法の改正状況について

イギリスは古くから世界の海運事業を牽引してきた主要海運国であり、そのような歴史的背景もあり、船荷証券の実務においては、イギリス法が準拠法として選択されることが多いといわれている。また、代表的な規約型の電子式船荷証券の1つである Bolero システムにおいても、その契約（ルール・ブック）上の準拠法はイギリス法とされている。

イギリス法においては、Law Commission（注）が MLETR を参考に立案した改正草案に対するパブリック・コンサルテーション手続を行い、2022年3月に最終レポートを公表している。その概要は、参考資料2－2のとおりである。

このようなイギリスにおける船荷証券の電子化に向けた改正の動きをどのように評価し、我が国において船荷証券の電子化を実現する法改正を検討するに当たってどのように考えるか。

(注) Law Commission とは、1965年 Law Commission Actに基づいて設置された5人の法律専門家委員(委員長及び4人の Commissioners)からなる常設の機関であり、政府から独立してイングランドとウェールズの法律について、公正、近代的、単純明解かつ費用効率のある法であるかとの観点からレビューをし、必要に応じ議会に改正を勧告する機能を有する。

以上